

岩手県監査委員告示第29号

包括外部監査結果の公表（令和2年岩手県監査委員告示第9号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月11日

岩手県監査委員 軽 石 義 則

岩手県監査委員 神 崎 浩 之

岩手県監査委員 寺 沢 剛

岩手県監査委員 沼 田 由 子

1 外部監査の種類

令和元年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

県立学校の財務に関する事務の執行について

3 監査委員告示

令和2年2月28日付け岩手県監査委員告示第9号

4 岩手県教育委員会からの措置結果通知の内容及び受理日

令和元年度包括外部監査結果に係る措置状況について 令和3年3月24日

5 指摘事項及び措置内容

（1）指摘事項

ア 県立学校警備業務の委託額積算内訳について

予定価格の積算内訳において、契約期間である3年間使用する警備機器に係る設置・撤去の人件費が毎年度算入されているため、過大な金額となっていた。積算内訳は、業務の実態と整合するよう見直す必要がある。

イ 備品整理票の取付けと備品管理一覧表について

実地監査の対象とした各学校において備品整理票の取付けもれ、旧様式の備品整理票の使用、購入日付の不一致等により現物と備品管理一覧表との照合ができない備品があった。物品管理規則に従って備品整理票をもれなく取付けする必要がある。

ウ 不明物品の再確認が未了なことについて

前年度の確認において現物の存在が確認できなかった物品につき、その後の再確認作業が未実施となっていた。現物確認はもれなく行う必要がある。

エ 備品管理一覧表への未記載について

備品整理票が取付けされているにも関わらず、備品管理一覧表に記載されていない備品があった。同様の備品が他にないか確認し、未登録の備品があれば備品登録を行うべきである。

オ 現物確認の結果について

備品管理一覧表に記載のある備品について、現物が確認できない備品があった。備品管理一覧表が実態に合うように廃棄手続等を実施する必要がある。

カ 実地検査の明確化について

補助金の交付先に対する実地検査結果について口頭復命で処理しており、復命書等を作成していなかった。書面での報告を徹底するとともに、検査担当者が交代しても一定の検査水準を確保するため、実地検査時に実施する手続を整理し、これに対応した実施結果とすることが重要である。

キ 着手届の未提出について

補助金の交付先から、交付要綱に定める着手届が提出されていない。速やかに提出を求める必要があったが、仮に着

手届を徴収する意義が薄い場合には、交付要綱を改正する等の対応が必要である。

ク 教職員間の情報共有の徹底について

県監査委員に提出した定期監査資料に、記載がもれている私費会計があった。教員と事務職員との情報共有を適切に行い、「取扱要領ひな形」に定める経理状況の確認を徹底する必要がある。

ケ 書類の整理保管状況の改善について

学校徴収金の関係書類の整理保管状況が適切であるとはいえないケースがあった。書類は、「取扱要領ひな形」に準じて簿冊として綴じ、適切に管理する必要がある。

コ 団体徴収金の学校への委任手続について

「取扱要領」の定めにより、団体徴収金を取り扱う場合には、当該団体から委任を受ける必要があるが、委任手続のもれているケースがあった。適切に委任手続を行う必要がある。

カ 管理資料が作成されていない団体徴収金について

団体徴収金に係る金融機関の口座について預金通帳管理簿及び「取扱要領」への記載がなく、予算決算も行われていないケースがあった。委任を受けている団体とも協議し、今後の口座の管理を決定して、適切に処理する必要がある。

シ 預金通帳管理簿の未作成について

「取扱要領ひな形」において、預金通帳管理簿を備え付けておかなければならないとされているが、作成されていない学校が複数あった。ルールに従う事務という意味だけでなく、預金通帳の実在性や網羅性を担保するためにも、預金通帳管理簿を必ず作成し、預金通帳の適正な管理を行う必要がある。

ス SSH会計の「取扱要領」への未記載について

「取扱要領」の最終改訂がスーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定前であるため、学校徴収金であるSSH会計が取扱要領に記載されていない。取扱要領の記載と実務とが乖離しないよう、取扱要領の改訂を適時に行う必要がある。

セ 決算報告日が3月31日以前であることについて

複数の学校で、「取扱要領」において「会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。」と規定されているにも関わらず、3月31日以前に決算報告がなされていた。会計年度の開始・終了日を前倒しして3月31日以前に決算報告を行う場合は取扱要領に明文をもって定める必要がある。

ソ 立替金に関する規程の未整備について

立替金に関する規程がない学校において、慣例として教職員が立替払を行うケースがある。学校の事情によりやむを得ず立替払を認めるのであれば、立替金に関する規程の整備が必要である。

タ 限度額を上回る立替払について

「取扱要領」に定める上限額を超える立替払が行われているケースがあった。立替払についてのルールを順守するとともに、場合によっては立替払によるのではなく資金前渡払により行うよう周知徹底する必要がある。

チ 資金前渡精算報告票の未使用について

資金前渡払の際、資金前渡精算報告票の作成・提出を行っていないケースがあった。改めて関係教職員に対して資金前渡の取扱いの周知を図り、「取扱要領」に沿った取扱いを徹底する必要がある。

ツ 監査員の構成について

学校徴収金及び団体徴収金の監査において、3名の監査員のうち1名が「取扱要領」に定める者（保護者）以外の教員であった。監査員は「取扱要領」に従って保護者の中から選出し、監査の客観性を確保する必要がある。

テ 監査報告のあり方について

学校徴収金の監査報告において、監査対象となる会計が網羅されていない。同窓会の監査報告においては、監査対象となる会計が明示されていない。監査報告は会計ごとに、監査対象とした決算書を明確にして実施する必要がある。

ト 会計間の資金移動の処理もれについて

会計間の資金移動が行われ、年度内に返金されているものについて、各会計の決算書で収入と支出が相殺され計上されて

いない。「取扱要領」に準拠して、相殺せず収入と支出の両方に計上すべきである。

ナ 決算期ずれ処理について

決算書の期末繰越金と期末日現在の預金通帳残高が一致しない会計があった。これは、3月31日を待たずに決算処理をしたためである。「取扱要領」に定める帳簿の締め日は3月31日であるから、それ以降に決算処理を行っても決算報告と監査が行えるようにすべきである。また、監査においては決算書の繰越金残高と預金通帳残高が一致していることを確認しなければならない。

ニ 高等部作業売上会計の取扱いについて

高等部作業売上会計について、学校徴収金・団体徴収金のいずれの会計にも帰属させることなく、実質的に学校が資金を管理する状態となっている。販売活動の主体が誰なのか整理した上で、高等部作業売上会計が取り扱う資金の帰属を明確にし、これに応じた取扱いとすることが必要である。

ヌ 野菜類の販売代金の取扱いについて

実習において収穫された野菜、花卉類の販売代金は、県の収入（公費）として扱われ、収入の調定を月2回行っている。収入の調定と金融機関への預入れが行われるまでは、販売代金である現金は簿外すなわち管理帳票のない状態で管理されている。日々の販売の際には、販売数量のみならず、現金の出納を記録する必要がある。

(2) 措置内容

ア 県立学校警備業務の委託額積算内訳について

令和3年度の業務委託に係る設計において、警備機器設置箇所変更の実績を考慮する等、業務実態と整合する設計となるよう見直した。

イ 備品整理票の取付けと備品管理一覧表について

当該所属において、備品整理票の取付けがない備品への備品整理票の貼付や、備品整理票の購入日付の誤りの修正等を行った。

ウ 不明物品の再確認が未了なことについて

当該所属において、備品管理一覧表と現有備品の確認・照合を行った。

エ 備品管理一覧表への未記載について

パソコン、作業机、保管庫等の複数の物品により構成された備品を「一式」として備品管理一覧表に登録した備品の一部を廃棄し、備品管理一覧表から削除した場合であっても、他の構成物品の一部を引き続き使用するような場合は、当該物品を備品管理一覧表に登録する等、適正に管理するよう県立学校あて通知し、適正化を図った。

オ 現物確認の結果について

当該所属において、備品点検（現物と台帳の再突合）を行い、供用換え及び廃棄手続を行った。

また、備品の廃棄を行う際は、備品管理一覧表からも削除するなど、適正な事務手続を行うよう県立学校あて通知した。

カ 実地検査の明確化について

令和元年度の実地検査について、チェックリストを用いて実施し、復命書を作成の上、報告した。

キ 着手届の未提出について

令和元年度の補助事業から着手届を徴収することとした。

ク 教職員間の情報共有の徹底について

当該所属において、令和元年度から監査調書に記載することとした。

また、学校徴収金会計の種類については、学校徴収金等取扱要領に明記し、団体徴収金会計については、一覧で管理するなど、常に全ての会計を把握できるようにするとともに、各会計の帳簿等の点検を学校徴収金等取扱要領に基づき、適切に行うよう県立学校あて通知した。

ケ 書類の整理保管状況の改善について

当該所属において、関係書類を簿冊として綴じ込み、あわせて、以降の会計書類も確実に簿冊に綴じ込むよう徹底した。

また、帳簿等の管理について、学校徴収金等取扱要領に基づき、適切に行うよう県立学校あて通知した。

コ 団体徴収金の学校への委任手続について

当該所属において、令和2年度当初に改めて委任手続を行った。

また、委任の期間や会計事務の種類について改めて確認を行い、学校徴収金等取扱要領に基づき、適切な委任手続を行うよう県立学校あて通知した。

サ 管理資料が作成されていない団体徴収金について

当該所属において、取扱要領に全ての会計を記載するとともに、預金通帳管理簿を整備した。

また、預金通帳管理簿の整備や取扱要領への現有する会計の記載等、常に全ての会計を把握できるようにするとともに、学校徴収金等取扱要領に基づき、適正な事務処理を行うよう県立学校あて通知した。

シ 預金通帳管理簿の未作成について

当該所属において、預金通帳管理簿を整備した。

また、預金通帳管理簿の整備や取扱要領への現有する会計の記載等、常に全ての会計を把握できるようにするとともに、学校徴収金等取扱要領に基づき、適正な事務処理を行うよう県立学校あて通知した。

ス SSH会計の「取扱要領」への未記載について

当該所属において、取扱要領に当該会計を記載した。

また、預金通帳管理簿の整備や取扱要領への現有する会計の記載等、常に全ての会計を把握できるようにするとともに、学校徴収金等取扱要領に基づき、適正な事務処理を行うよう県立学校あて通知した。

セ 決算報告日が3月31日以前であることについて

学校徴収金等取扱要領に基づき、適正な事務処理を行うこととし、学校徴収金等取扱要領の規定と実務が乖離することのないよう、必要に応じて学校徴収金等取扱要領の見直しを行うよう県立学校あて通知した。

ソ 立替金に関する規程の未整備について

経費の性質上現金により支払をしなければ支障をきたすような経費については、原則、資金前渡払によることとし、また、「県立学校における私費会計ガイドライン」の付帯事項にあるとおり、立替払の見直しを進めるよう県立学校あて通知した。

タ 限度額を上回る立替払について

経費の性質上現金により支払をしなければ支障をきたすような経費については、原則、資金前渡払によることとし、また、「県立学校における私費会計ガイドライン」の付帯事項にあるとおり、立替払の見直しを進めるよう県立学校あて通知した。

チ 資金前渡精算報告票の未使用について

学校徴収金等取扱要領に基づき、適正な事務処理を行うよう県立学校あて通知した。

ツ 監査員の構成について

当該所属において、取扱要領に定めるとおり監査員を保護者のみとした。

また、学校徴収金等取扱要領に基づき、客観性のある適正な監査体制とするよう県立学校あて通知した。

テ 監査報告のあり方について

当該所属において、令和元年度から会計ごとの会計監査を実施した。

また、学校徴収金等取扱要領に基づき、適正に決算報告を行うよう県立学校あて通知した。

ト 会計間の資金移動の処理もれについて

当該所属において、令和元年度決算から収入と支出の両方に計上することとした。

また、学校徴収金等取扱要領に基づき、適正な事務処理や決算報告を行うよう県立学校あて通知した。

ナ 決算期ずれ処理について

当該所属において、令和元年度会計から決算書の繰越金残高と預金通帳残高が一致するよう適正な処理を行った。

また、学校徴収金等取扱要領に基づき、適正な事務処理や決算報告を行うよう県立学校あて通知した。

ニ 高等部作業売上会計の取扱いについて

当該会計の帰属を明確にし、適正な事務処理を行うよう県立学校あて通知した。

ヌ 野菜類の販売代金の取扱いについて

当該所属において、収入調定を販売の日ごとに実施することとした。

また、現金の出納状況については、管理帳票を作成するなど、適正に管理するよう県立学校あて通知した。